

京都市の活性化につながる目的※で空き家を活用する場合、改修工事（水廻り、内装等）費用の一部を補助します。

※補助対象となる活用目的…京都市外から移住する方の住まい、京町家の活用・流通等

補助額 補助対象となる工事費用の2/3（上限額60万円（上乗せあり））

対象者 1年以上、居住者又は利用者がいない一戸建て・長屋建ての空き家所有者等

申込方法 事前相談が必要です。まずは空き家相談窓口（下記記載）にお問い合わせください。

注意点 既に工事に着工されている場合や違反建築物・未登記の建築物は、補助対象となりません。年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。



京都市 空き家 補助金 検索

After

その他、所得税及び個人住民税の特例措置をご利用いただくために必要な書類を発行しています。

空き家等の譲渡所得の3,000万円特別控除

空き家となった被相続人（お亡くなりになった方）のお住まいを相続した相続人が、耐震リフォーム又は取壊しをした後にその家屋又は敷地を譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を控除するため、確定申告に必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を発行

京都市 空き家 3000万円 控除 検索

低未利用土地等の譲渡による100万円控除

個人が保有する低未利用土地等※を譲渡した場合、譲渡所得から100万円を控除するため、確定申告に必要な「低未利用土地等確認書」を発行

※空き地及び空き家・空き店舗がある土地など

京都市 低未利用土地 100万円 控除 検索

▼特例の適用の可否、制度の詳細については、確定申告を行う税務署へお問い合わせください。

問合せ・申込先

受付時間 9:00～11:30 / 13:30～17:00
(土・日・祝・年末年始を除く)

京都市都市計画局 まち再生・創造推進室（空き家相談窓口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階 8番窓口

電話 075-231-2323

FAX 075-222-3478

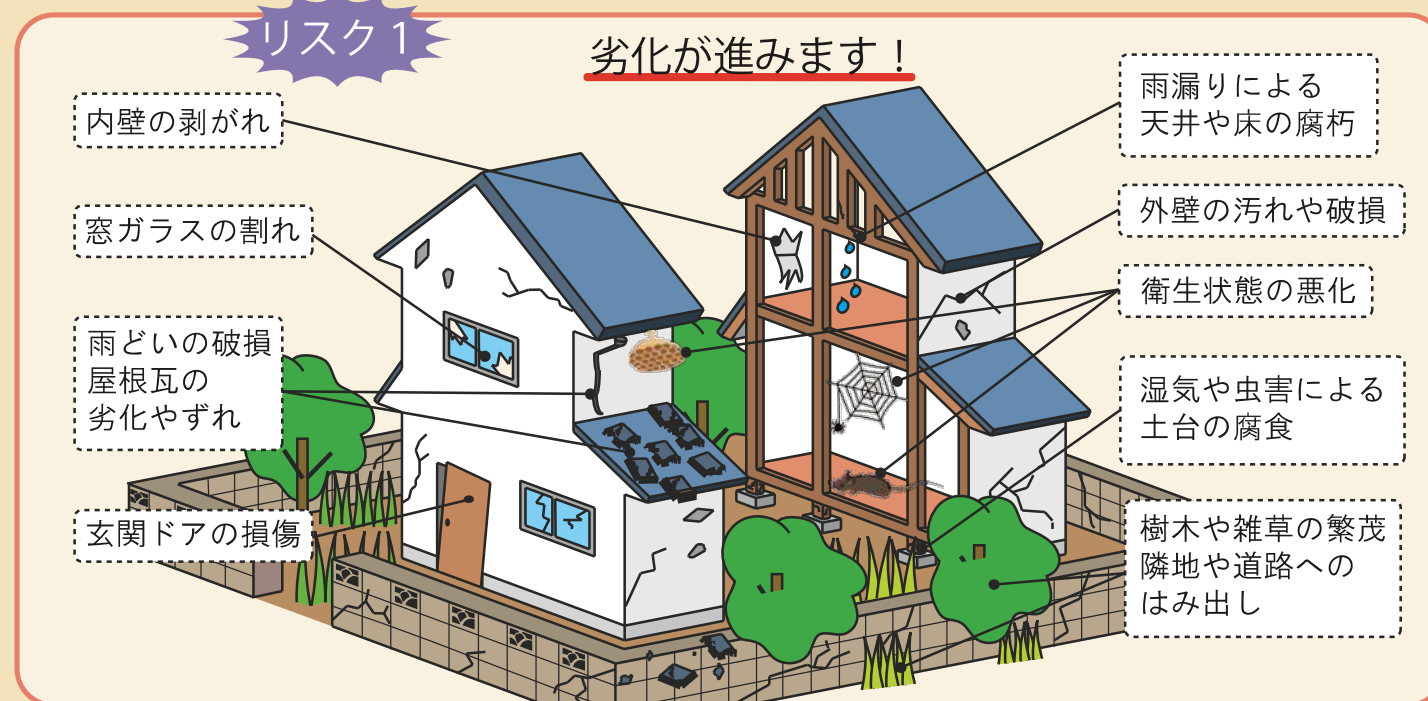
Eメール machisai@city.kyoto.lg.jp

ホームページ 京都市 空き家対策総合案内 検索

知っていますか？

空き家のはなし

空き家を放っておくと・・・



リスク2 防災性と防犯性が低下！

- 放火等による火災
- 老朽化による倒壊
- ごみの放置や投棄
- 不審者の侵入
- 台風等による屋根や外壁材等の落下・飛散

リスク3 勧告、命令の対象に！

- ・空き家が適正に管理されていない状態となった場合は、法律や条例※に基づき、段階に応じて勧告や命令の対象となります。
- ・勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例が解除され、税金が大幅に上昇する可能性があります。
- ・命令を受けると、空き家の所有者の氏名及び住所などが公表される可能性があります。

※「空家等対策の推進に関する特別措置法」「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」

その結果

生活環境の悪化が周囲に及び、更なる空き家の増加を誘発するなど、周辺地域の住民に大きな迷惑がかかってしまいます。また、空き家に起因する事故や災害が起きると、損害賠償責任を負う可能性もあります。



＼そうなる前に！／
支援制度等をご案内します！



オンラインで知ろう
相談しよう！

解決！「京都の空き家“負”動産」 オンライン講座＆相談会

事前
申込制 無料

京都市には空き家に関するどんな支援制度があるの？所有している空き家に関する相談はどこにすればいい？相談して解決した事例を知りたい！

そんな空き家に関する疑問を解決するミニ講座と、参加者の皆様から事前に寄せられたお悩みにお答えする空き家相談会を、ウェブ会議システム「Zoom」を使って開催します。負動産から不動産へ、京都市内の空き家で悩んでいる皆さんをサポートします。ぜひご参加ください！

開催日時 令和3年10月26日(火) 12:00～13:00

内容 ○この制度が使える！紹介！京都市の空き家対策支援制度
○京都市の空き家対策を支える専門家と活用事例を紹介！
○お悩み解消！空き家相談会

参加方法 10月25日までにホームページの申込フォームからお申し込みください。相談のある方は相談内容についても入力してください。



京都市 空き家負動産 オンライン講座 検索

- ▼ 参加者には、開催日前日までに「Zoom」のミーティングID・パスワードを通知します。
- ▼ 当日の様子は、後日京都市のホームページで公開予定です。

空き家になる
その前に！

住まいの将来を考える おしかけ講座

事前
申込制 無料

地域の皆さんの集まりに、司法書士などの専門家と京都市職員がお伺いし、空き家の発生予防につながる、相続登記等に関するミニ講座を開催します。

講座テーマ 1 入門編 「住まいの将来を考える基礎講座」
2 実践編①「基本の登記簿講座」
3 実践編②「遺言書・エンディングノート作成のススメ」
4 応用編 「ライフプランセミナー～あなたの未来と住まいを知る～」

開催日時 ご希望をもとに決定します(講座の所要時間は20～60分程度)。

場所 京都市内であれば、お伺いします。

※オンラインをご希望の場合はご相談ください。

京都市 おしかけ講座 検索

申込方法 申込書(空き家相談窓口(裏面記載)で配布)に記入の上、FAX・郵送にて。ホームページの申込フォームからも申し込みいただけます。



空き家に関する相談は、地域の空き家相談員まで

京都市の研修を受けた地域に身近な不動産屋さんが「地域の空き家相談員」として登録され、空き家所有者や地域の方々の相談に応じています。お気軽にご相談ください。

～空き家相談員への相談を経て、生まれ変わった空き家をご紹介します！～



Before



京町家の住宅を賃貸住宅に改修

After



空き家相談員の
岡本慎太郎さん

路地奥の再建築ができない京町家も改修することで、このように活用することができます！

※相談員の連絡先は、ホームページのリストをご参照ください。

京都市 地域の空き家相談員 検索

支援制度
1

区役所・支所での 不動産(空き家等)活用相談窓口

事前
申込制 無料

区役所・支所を会場として、地域の空き家相談員が、京都市内に不動産を所有する方を対象に空き家等の不動産の相談に応じます。お住まいの行政区に関わらず、どの会場でも相談いただけます。

開催日・会場

上京・左京・中京・東山※1・山科・西京区役所※1, 洛西※2・深草・醍醐支所				
10/5	11/2	12/7	2/1	3/1
北・下京・南※3・右京・伏見区役所				
10/7	11/4	12/2	2/3	3/3

※1 東山・西京区役所は、12/7、3/1のみ開催 ※2 洛西支所は、10/5のみ開催
※3 南区役所は、12/2、3/3のみ開催

時間(共通) 全3回(相談時間は1組あたり40分間)
①13:30～ ②14:20～ ③15:10～

定員 各会場とも先着3組(1組2名まで)

申込方法 京都いつでもコール(おかけ間違いにご注意ください)

受付時間 【電話】8:00～21:00 【FAX・メール】24時間、年中無休

電話 075-661-3755 FAX 075-661-5855

Eメール ホームページの送信フォームをご利用ください。

京都いつでもコール 検索

- ▼ 開催日の前月15日(ただし、土・日・月曜日にあたる場合は、翌火曜日)から、開催日の4日前までにお申し込みください。
- ▼ 相談の際には必ずマスクを着用ください。開催前2日以内に体調不良の症状がある方はご連絡の上、欠席いただくようお願いします。
- ▼ 相談したい物件の資料(登記書類や図面・写真等)をご持参いただくと、より具体的な相談をお伺いできます。
- ▼ 申込みの際には、①お名前(ふりがな)、②電話番号、③希望日時、④会場、⑤相談物件の住所、⑥相談種別(売却希望、賃貸希望、活用全般、その他)をお伝えください。
- ▼ いずれの会場もご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

オンラインでの相談も実施しています。ホームページから申し込みいただけます。

不動産(空き家等)の活用に関するオンライン相談 検索

支援制度
2

空き家活用・流通支援専門家派遣制度

事前
申込制 無料

空き家の現地で専門家に具体的な相談ができます！

一戸建て・長屋建ての空き家を活用・流通させようとする場合に、専門家(建築士及び地域の空き家相談員)を派遣し、活用方法のアドバイスや空き家の劣化状況の診断を行う制度です。

派遣日時 ご希望をもとに決定します(土・日・祝・年末年始を除く)。

申込方法 申込書(空き家相談窓口(裏面記載)で配布)に必要な事項を記入の上、付近見取図とともにFAX・郵送にて。ホームページの申込フォームからも申し込みいただけます。



京都市 空き家 専門家派遣制度 検索